

農業をめぐる状況

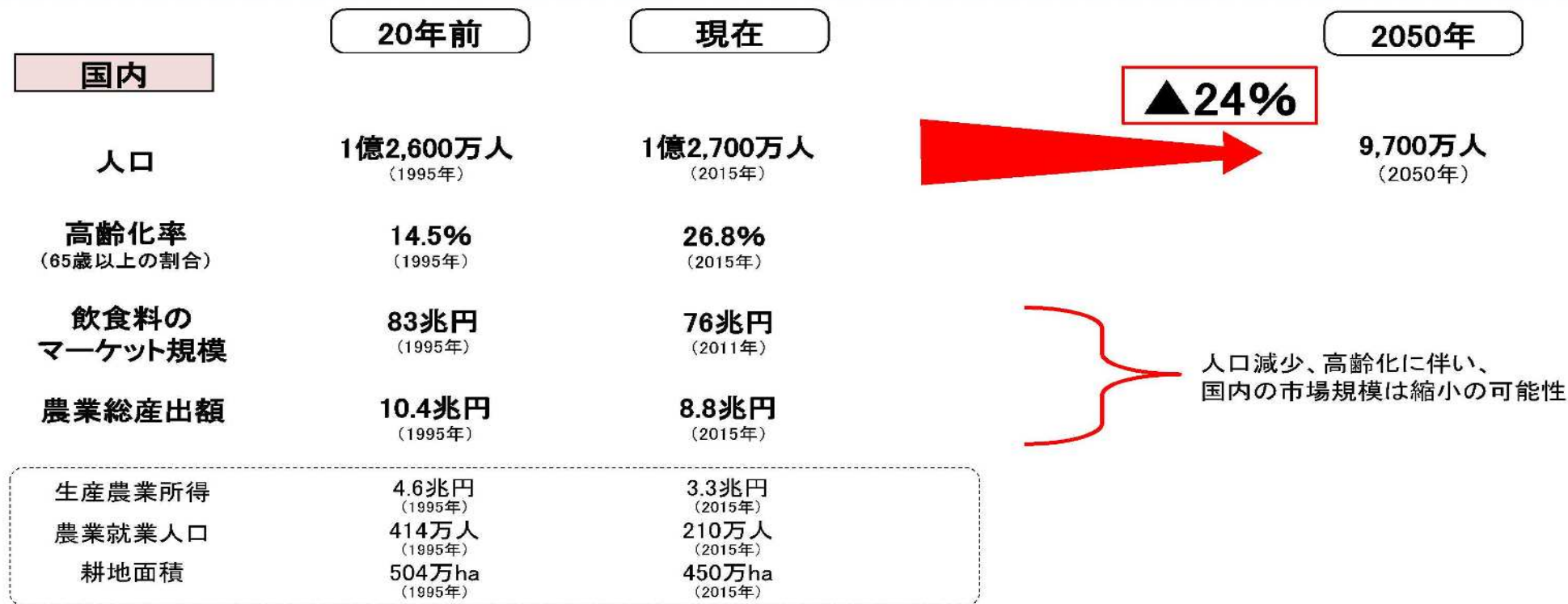
- I. 農政改革の状況
- II. 日本の食料自給率
- III. 食料をめぐる国際的な動き
- IV. 日本の食料自給率の低下を考える
- V. 関連情報

令和元年5月18日

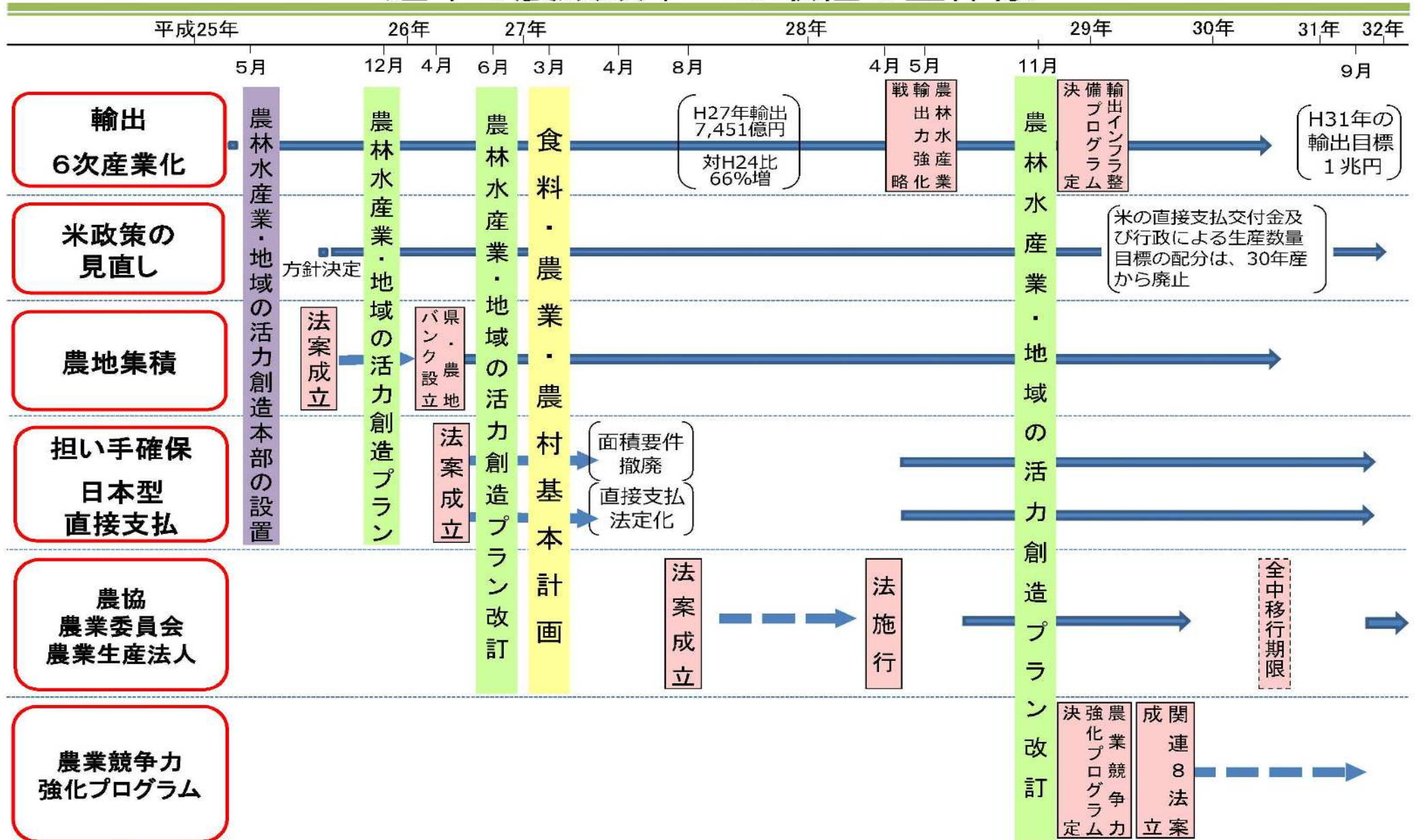
参議院議員 進 藤 金日子

1. 農政改革の状況

人口動態と飲食料マーケット等の動向



近年の農政改革への取組の全体像



我が国農政の基本姿勢

- 平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、産業政策と地域政策を車の両輪とする農政改革を実施。
- 平成28年11月には「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、農業者の努力によってのみでは解決できない構造的な問題を解決し、農業者が自由に経営できる環境を整備するため、13項目の改革を示したところ。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」 (H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂)

「食料・農業・農村基本計画」 (H27.3改訂)

産業政策：農林水産業の成長産業化

生産現場の強化

- 農地中間管理機構の創設
- 米政策の見直し
- 農協・農委等の改革の推進
- 経営所得安定対策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設
- 人口減少社会における農山漁村の活性化

多面的機能の維持・発揮

需要フロンティアの拡大

- 新たな国内ニーズへの対応
- 日本食材の活用推進
食文化・食産業の海外展開
農林水産物・食品の輸出等による輸出拡大
- 食の安全と消費者の信頼の確保
- ICTを活用したスマート農業の推進
- 6次産業化の推進

バリューチェーンの構築

地域政策：美しく活力ある農山漁村の実現

「総合的なTPP関連政策大綱」 (H27.11決定)
※ 農林水産業分野

体質強化対策

(攻めの農林水産業への転換)

経営安定対策

(経営安定・安定供給のための構え)

「農業競争力強化プログラム」 (H28.11決定)

- ・ 農業者が自由に経営展開できる環境の整備
- ・ 農業者の努力では解決できない構造的な問題の解決を通じて、更なる農業の競争力強化を実現する

- 生産資材価格の引下げ
- 収入保険制度の導入
- 流通・加工構造の改革
- 人材力の強化
- 生乳流通改革
- 戦略的輸出体制の整備等
- 土地改良制度の見直し

「強く豊かな農林水産業」と
「美しく活力ある農山漁村」を実現

林業の成長産業化 ・ 水産日本の復活

農地中間管理機構とは

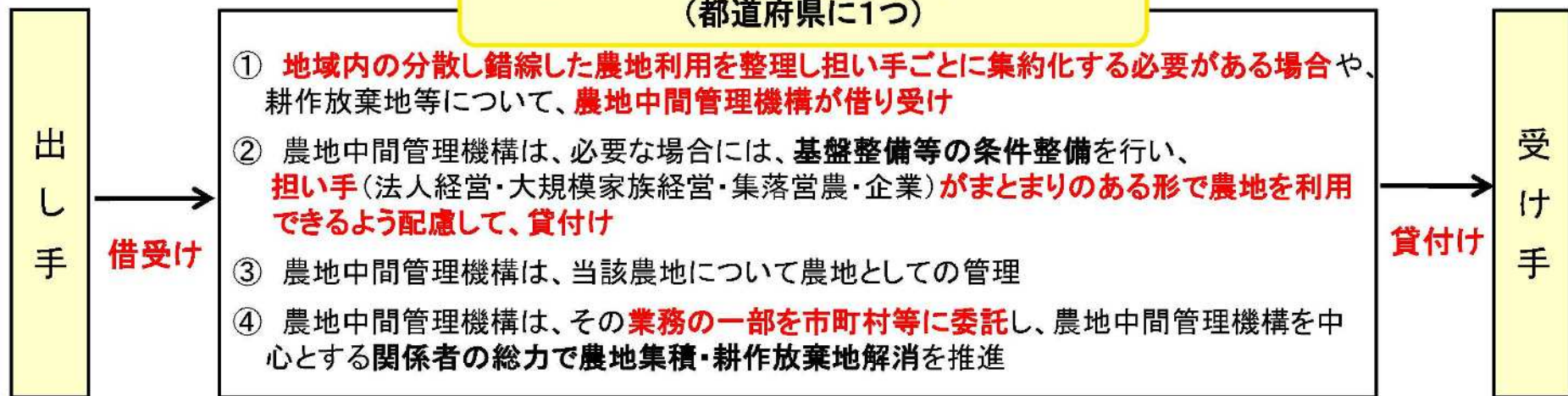
目 標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**（農地の集積・集約化でコスト削減）

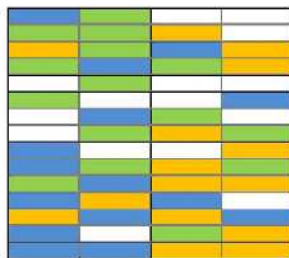
政策の展開方向

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク）
（都道府県に1つ）



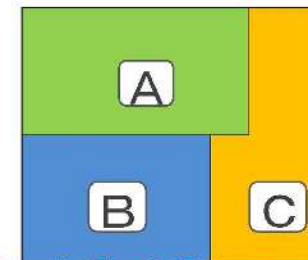
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約（イメージ）



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

新たな米政策の在り方

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を進めることが重要であり、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。国として、このための環境整備を進めるとともに、平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止。

<これまで>

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成27年 55kg)

これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。



<今後の方向>

○ 行政による生産数量目標の配分を廃止

行政による生産数量目標の配分は、平成30年産から廃止し、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える環境を整備

→ **生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進**



(環境整備)

- ・ 現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・ 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等



生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



経営所得安定対策等について

- 経営所得安定対策のうち米の直接支払交付金については、全ての販売農家を対象に一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、29年産限りで廃止。
- ゲタ対策、ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金は30年産以降も実施。

＜これまでの制度内容＞

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

◆米の直接支払交付金

- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。
(10a当たり1.5万円)

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利(コスト割れ)を補填。
(麦、大豆等の畑作物が対象)

◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

- 生産者の拠出を伴うセーフティーネットとして、収入の減少の影響を緩和(基準収入から下がった分の9割を補填)。

◆水田活用の直接支払交付金

- 水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

＜平成30年度以降の内容＞

●平成30年産から廃止。

激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を削減した上で、29年産までの時限措置として実施してきた。

●平成30年産以降も継続して実施。

農林水産業の輸出力強化戦略について(平成28年5月 農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ)

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す (ニーズの把握・需要の掘り起し)

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
 - ・ 情報をJETROに一元的に集約・提供
- プロモーションを統一的、戦略的に行う
 - ・ 「国・地域別イベントカレンダー」を作成
- 多様な方法でプロモーションを行う
 - ・ トップセールスや大型イベントの機会の活用
- 日本文化・食文化と一体として、売り込む
 - ・ 日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- インバウンドを輸出に結び付ける
 - ・ 外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ (販路開拓、供給面の対応)

- 輸出についての相談をしやすくする
 - ・ JETROと農林水産省の相談体制の強化
- 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
 - ・ 海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 様々な販売ルート、販売手法を提案する
 - ・ 海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
- 海外ニーズにマッチして、生産する
 - ・ ジャパンブランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- 海外輸入規制に適合して、生産する
 - ・ 輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る(物流)

- 安く運ぶ
 - ・ 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
 - ・ 最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- より多く、品質を守って、運ぶ
 - ・ 成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
- 中小事業者が売りやすくする
 - ・ 卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる (輸出環境の整備)

- 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
 - ・ 規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置
- 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
 - ・ GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築

5. 戦略を確実に実行する (推進体制)

- 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
 - ・ 輸出戦略実行委員会において、輸出戦略に基づく実行状況等の検証
- 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
 - ・ 在外公館、輸出業者等が協力して課題解決に取り組む体制を検討

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・ それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・ 米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定

農林水産物輸出インフラ整備プログラム

(平成28年11月 農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ)

プログラムの位置づけ

- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、農林水産物・食品の年間輸出額の平成31年（2019年）1兆円達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めることとされたことを踏まえ、策定するもの。

プログラムのポイント

1. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

(1) ハード面のインフラ整備

- 以下の機能を重視。
 - ・ 輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷
 - ・ 品質や鮮度を保ちタイミング良く送り出す保管・梱包・積み出し
- 拠点の機能向上に向け、施設整備と一体的にソフト面の対策を実施。
 - ・ 積替えや再梱包の手間・コストを抑えて運搬するための集約化
 - ・ より短時間での輸出関連手続のワンストップ化・迅速化の実現

	ハード面の整備	施設整備と一体的に行うソフト面の対策
生産・加工・集荷拠点	・ 高水準な衛生管理体制の整備 ・ 海外への長期輸送に対応可能なパッキング設備の整備 等	・ GAP・HACCP等に対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための高品質化や生産コスト低減 等
物流拠点	・ コールドチェーンの確保に向けた荷さばき所や一時保管庫の整備 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化に対応できる輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや高水準な衛生管理が可能な加工処理施設の整備 等	・ 海外へ出荷する拠点として必要な集荷力の強化 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化 ・ HACCPに対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための物流コスト低減 等
海外拠点	・ 海外における日本産品の産直市場の整備 等	・ 海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築 ・ 海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
- 制度・手続面の整備・改善

2. 当面の具体的な整備案件

(1) ハード面のインフラ整備（当面41ヶ所を整備（施設、場所、輸出産品・輸出先を記載））

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
 - ・ 輸出拡大に向けたオールジャパンのブランディング・プロモーション・サポート体制の整備
 - ・ 海外のニーズを踏まえた産品を取りまとめた輸出する地域商社等の取組の促進
 - ・ 輸出先国の規制に対応するための産地等への技術的サポート体制の整備 等
- 制度・手続面の整備・改善
 - ・ 規格・認証や知的財産に関する制度の活用
 - ・ 輸出関連手続きの改革 等

日本食品海外プロモーションセンターについて

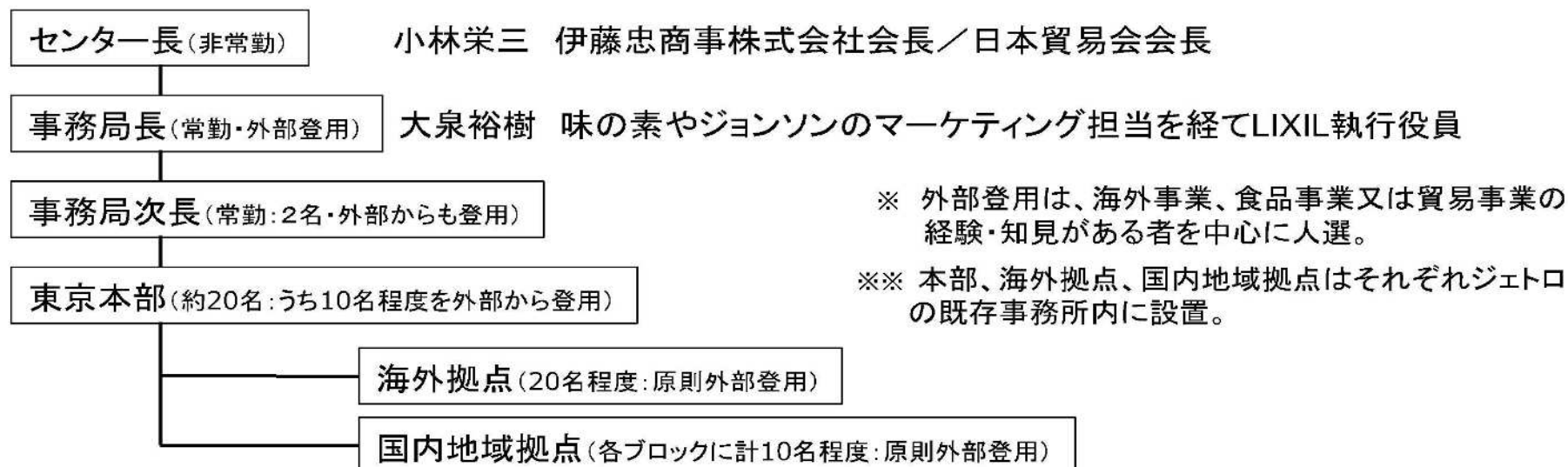
- 昨年11月に決定した「農業競争力強化プログラム」において、農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版S O P E X A」を創設することとされた。
- これを踏まえ、本年4月1日に「日本食品海外プロモーションセンター」（略称：JFOODO（ジェイフドー））を日本貿易振興機構（JETRO（ジェトロ））の一組織として新設。

【ロゴマーク】



- 名称 : 日本食品海外プロモーションセンター
- 英語名 : The Japan Food Product Overseas Promotion Center
- 略称 : JFOODO（ジェイフドー）
*「風土」に加え、食の「道」を連想させるもの

【体制】



農業競争力強化プログラムについて

農業競争力強化プログラム

- ・ 農業者の自由な経営環境の整備
- ・ 農業者の努力では解決できない構造的問題の解決

生産資材価格の引下げ

- ・ 過剰供給や寡占など適正な競争状況の欠如
- ・ 生産資材価格の引下げに向けて
 - ・ 生産資材業界の再編や新規参入の推進
 - ・ 法規制や制度運用（施肥基準や銘柄等）の見直し 等を実践

流通・加工構造の改革

- ・ 複数の事業者が介在する多段階構造
- ・ 効率的・機能的な流通・加工構造に向けて
 - ・ 実需者への直接販売ルート拡大
 - ・ 中間流通の合理化の推進 等を実践

全農の自己改革

- 生産資材の買い方の見直し
 - ・ 入札等による生産資材の有利調達
 - ・ 外部人材の登用等により生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織へ
- 農産物の売り方の見直し
 - ・ 実需者への直接販売ルートの確保
 - ・ 委託販売から買取販売への転換
 - ・ 輸出先国毎に商社と連携した販売体制の構築

土地改良制度の見直し

- ・ 担い手への農地の集積を進める必要
- ・ 農地バンクが借り入れている農地を農家負担を求めずに整備し、担い手に転貸する仕組みを創設

収入保険の導入

自由な経営判断に基づく経営発展に向けて農業経営のセーフティネットを整備

人材力の強化

- ・ 次世代を担う農業者の確保・育成が急務
- ・ 営農しながら経営を学ぶ農業経営塾の本格稼働
- ・ 生産現場のニーズに即した研究体制の構築や生産基盤強化（ICT活用等）
- ・ 国家戦略特区において外国人材受入れ等を実施

戦略的な輸出体制の整備

- ・ JFOOD0（ブランディング・プロモーション・事業者サポートを行う新たな組織）の創設
- ・ 国際的に通用する認証枠組みの整備に向けたJAS制度の改正
- ・ GAP認証取得の推進 等を実施

原料原産地表示の導入

全ての加工食品へ原料原産地表示を導入

生乳の流通改革

生乳の出荷先等を農協以外にも自由に選べる環境の整備 等を実施

（その他）

農村の就業構造の改善 等

⇒ 今国会にて8本の関連法案が成立

2050年の社会

- 国内の食市場は縮小
 - ・ 高齢化の進展
26.7%（2015年）
→ 38.8%（2050年）
 - ・ 人口減少
1億2,700万人（2015年）
→ 9,700万人（2050年）
- 世界のマーケットは拡大
 - ・ 人口増加
73億人（2015年）
→ 97億人（2050年）
 - ・ 輸出はもっと拡大できる
農林水産業GDP：世界10位（2014年）
農産物輸出額：世界60位（2013年）

農業の競争力強化による農業者の所得向上

農業競争力強化プログラムの実施のための法整備

農業競争力強化プログラム

(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要。

このため、生産から流通・加工、消費にわたる13項目の構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現。

これらの改革を着実に実現するため、以下の法案を今通常国会へ提出

- ・ 生産資材価格の引下げ
- ・ 流通・加工構造の改革

農業競争力強化支援法案【5月12日成立】

- ・ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等
- ・ 農業生産に関連する事業の再編等を促進するための措置等

農業機械化促進法を廃止する等の法律案【4月14日成立】

主要農作物種子法を廃止する法律案【4月14日成立】

- ・ 土地改良制度の見直し
- ・ 農村の就業構造の改善

土地改良法等の一部を改正する法律案【5月19日成立】

- ・ 農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業の円滑化等

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案【5月26日成立】

- ・ 農村地域への導入を促進する産業の業種の拡大等

- ・ 戦略的輸出体制の整備

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案【6月16日成立】

- ・ 農林水産業の国際競争力の強化を図るための J A S 規格の制定範囲の拡大等

- ・ 生乳の生産・流通改革

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案【6月9日成立】

- ・ 加工原料乳を対象とする生産者補給交付金の交付対象となる事業者の範囲の拡大等

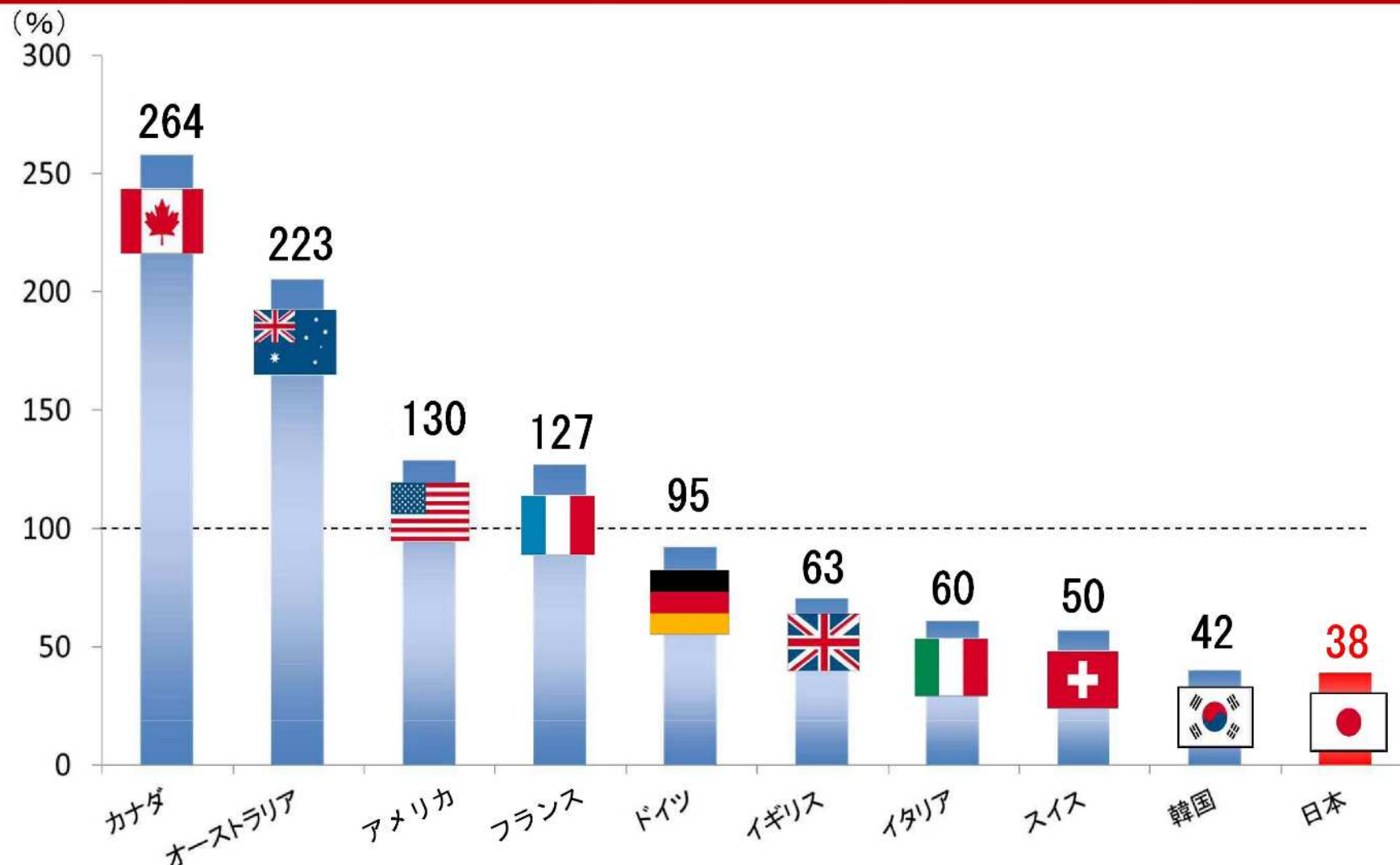
- ・ 収入保険制度の導入

農業災害補償法の一部を改正する法律案【6月16日成立】

- ・ 農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業の創設等

1. 日本の食料自給率

日本の食料自給率は主要先進国の中で最低水準



(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO “Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算した。(アルコール類は含まない。)

ただし、スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」、韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」による。

(注) 1. 数値は、2013(平成25)年(ただし日本は2016(平成28)年)。

2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。畜産物については、輸入飼料を考慮している。

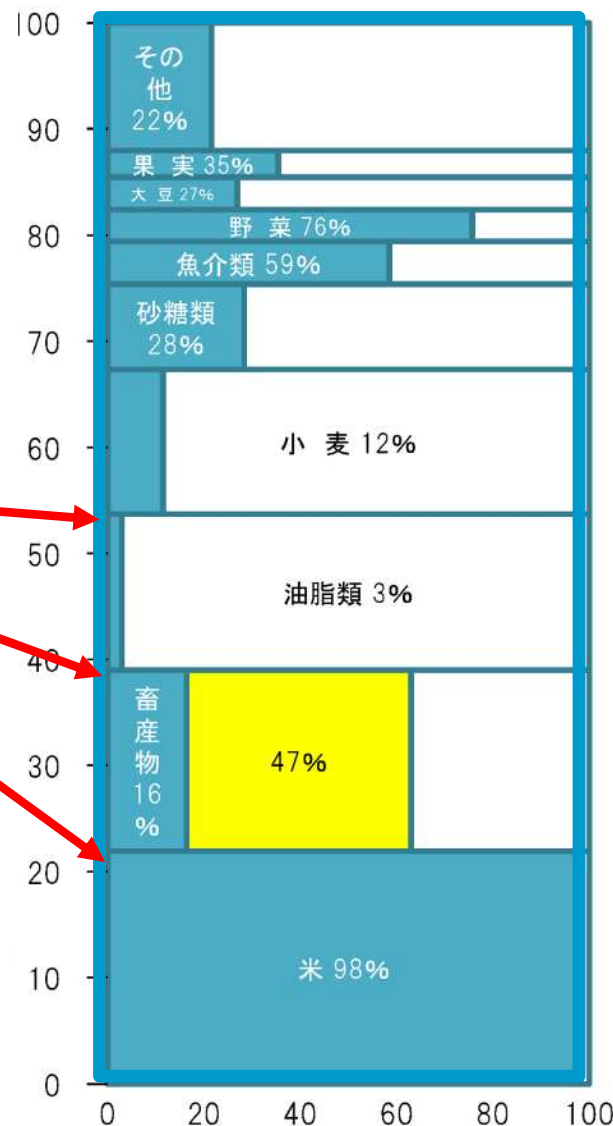
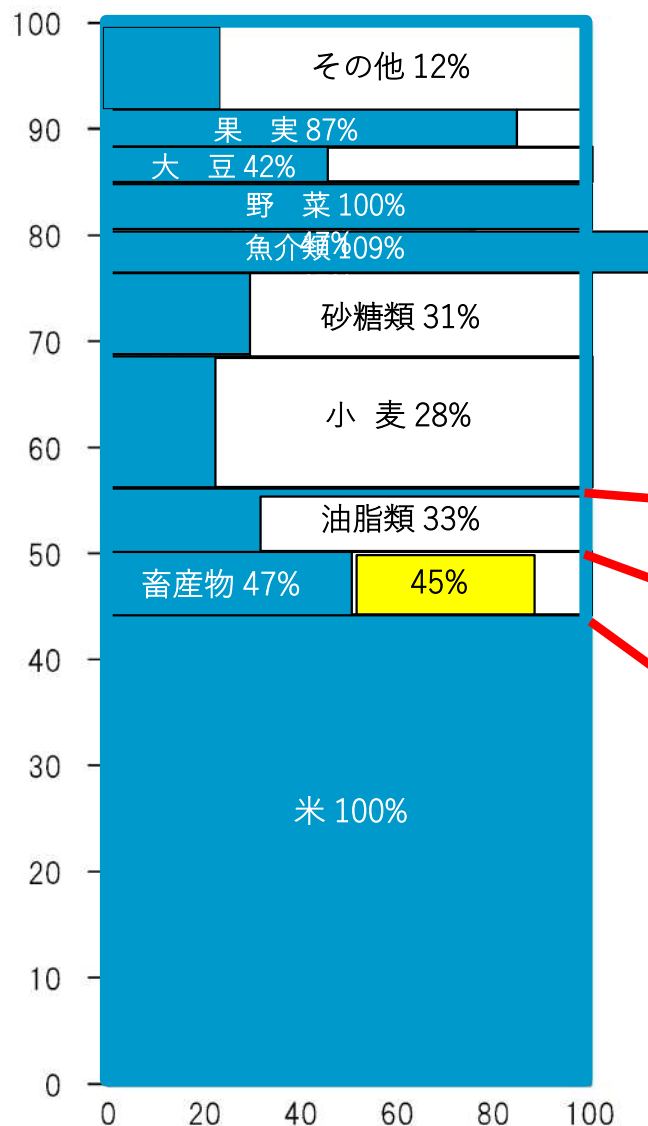
日本の食料自給率の変化

昭和40年(1965年)
食料自給率 73%

平成28年(2016年)
食料自給率 38%

総供給熱量 2,459 kcal / 人・日

総供給熱量 2,429 kcal / 人・日



主な項目のシェア
の変化(約50年)

油脂類 (2.5倍増)
6% → 15%

畜産物 (3倍増)
6% → 17%

米 (半減)
44% → 22%

凡 例

輸入部分

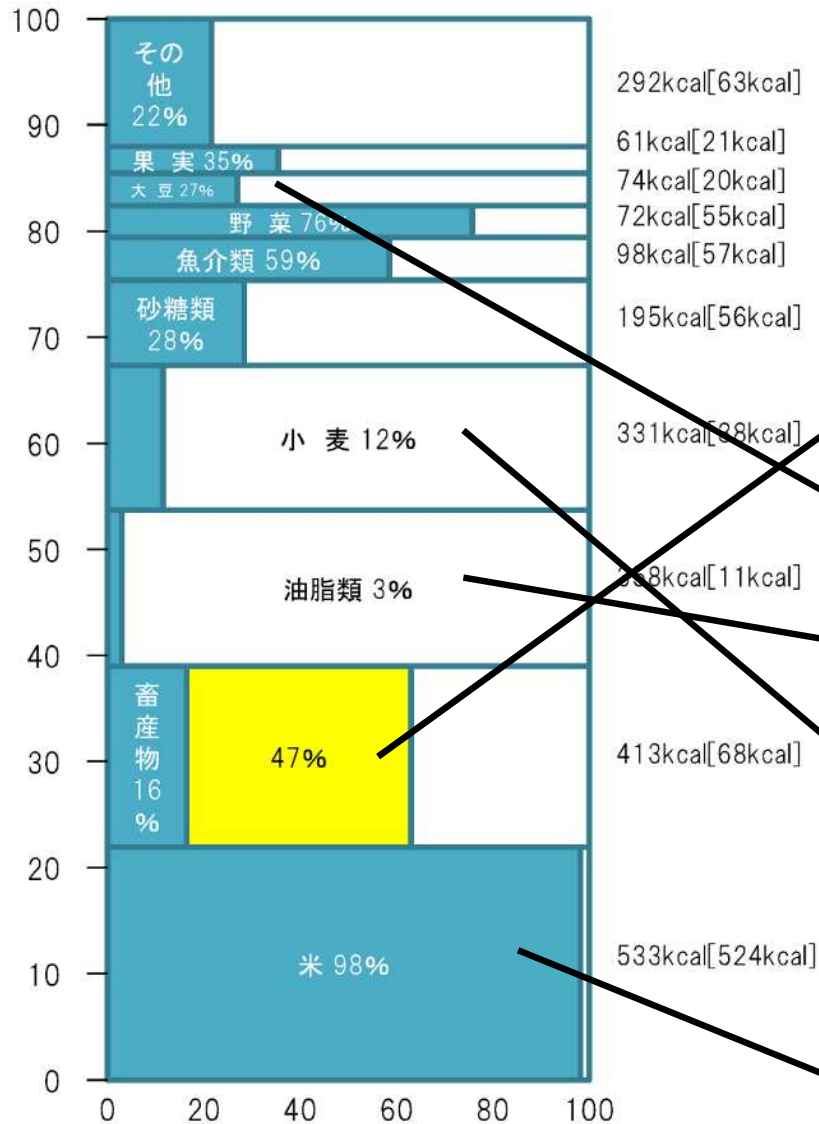
輸入飼料に
よる生産部分

自給部分

日本の食料供給の内訳

(平成28年度：カロリーベース総合食料自給率38%)

総供給熱量 2,429 kcal / 人・日



凡例

輸入部分

輸入飼料による生産部分

自給部分

食料安全保障対策の推進

食料安全保障対策推進の観点から、食料自給率・自給力の向上を図るため、水田をフル活用する施策を重点的に実施する。

1. 輸入飼料を自給飼料に置換える対策

- ① 戦略作物助成(飼料用米、WCS用稲、飼料作物)
- ② 産地交付金
- ③ 飼料増産総合対策
- ④ 飼料生産型酪農経営支援
- ⑤ 草地関連基盤整備 等

2. 国産大豆の供給を強化する対策

- ① 戦略作物助成(大豆)
- ② 産地交付金 等

3. 国産麦の供給を強化する対策

- ① 戦略作物助成(麦)
- ② 産地交付金 等

4. 米の需要を拡大する対策

- ① 戦略作物助成(米粉用米)
- ② 産地交付金
- ③ 食育推進、国産農産物消費拡大 等

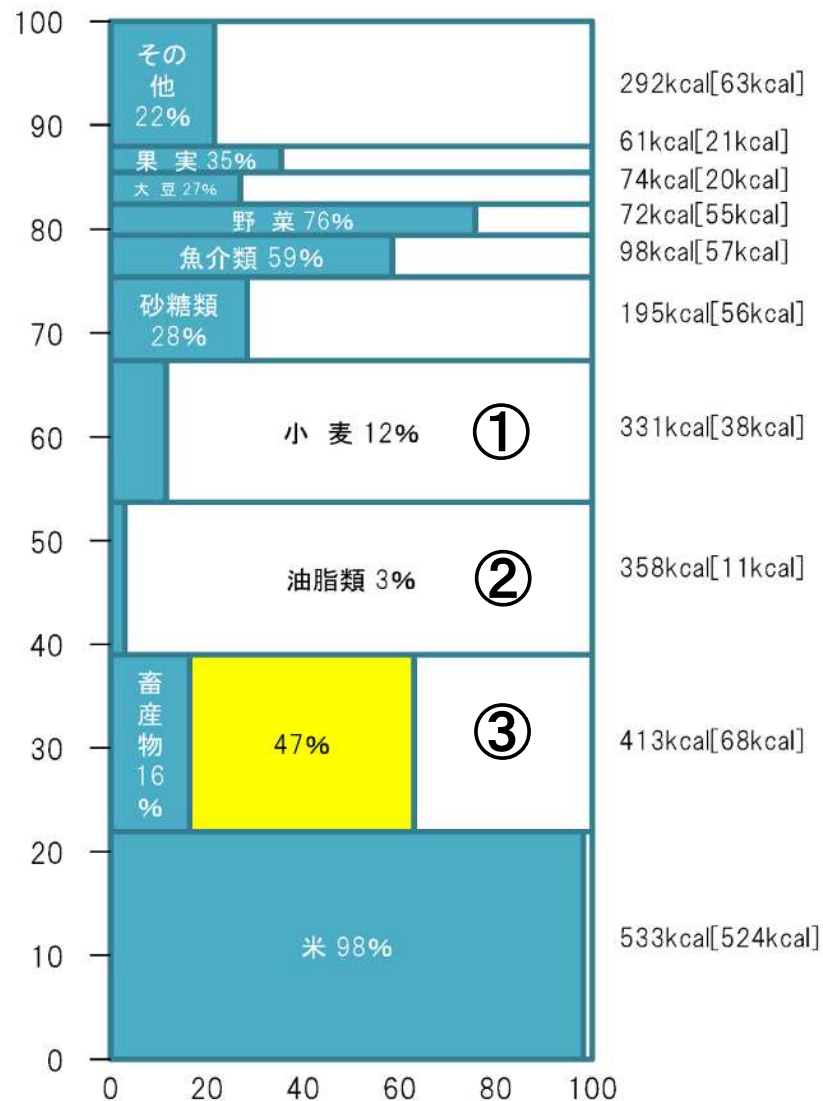
日本の食料供給の内訳

(平成28年度：カロリーベース総合食料自給率38%)

供給熱量割合 [%]

総供給熱量 2,429kcal / 人・日

[国産供給熱量 913kcal / 人・日]



凡例

輸入部分

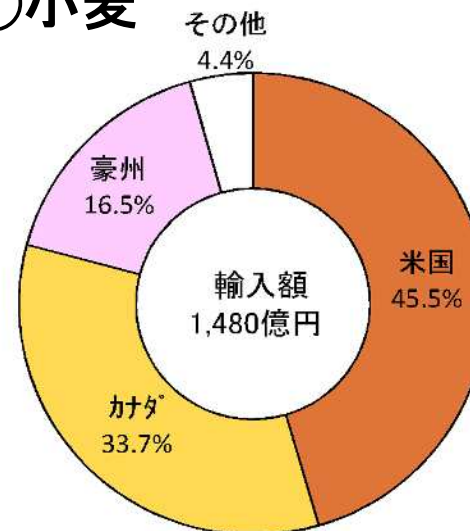
輸入飼料による生産部分

自給部分

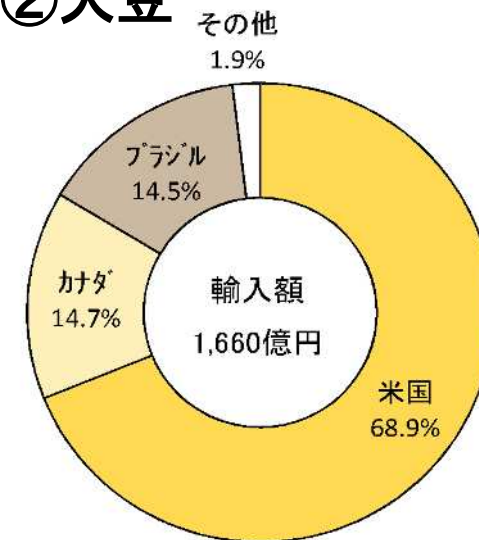
主な品目の輸入先割合

H28年：農林水産物輸入額 85,480億円

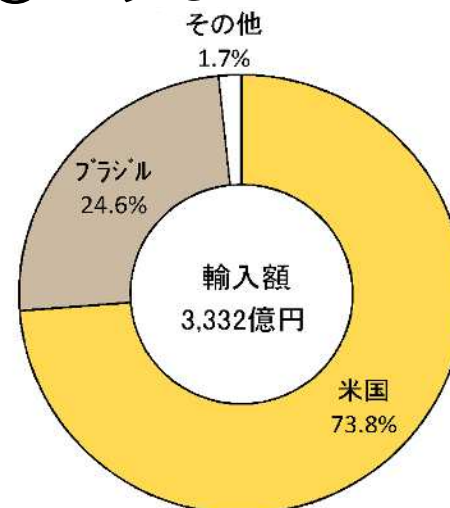
①小麦



②大豆

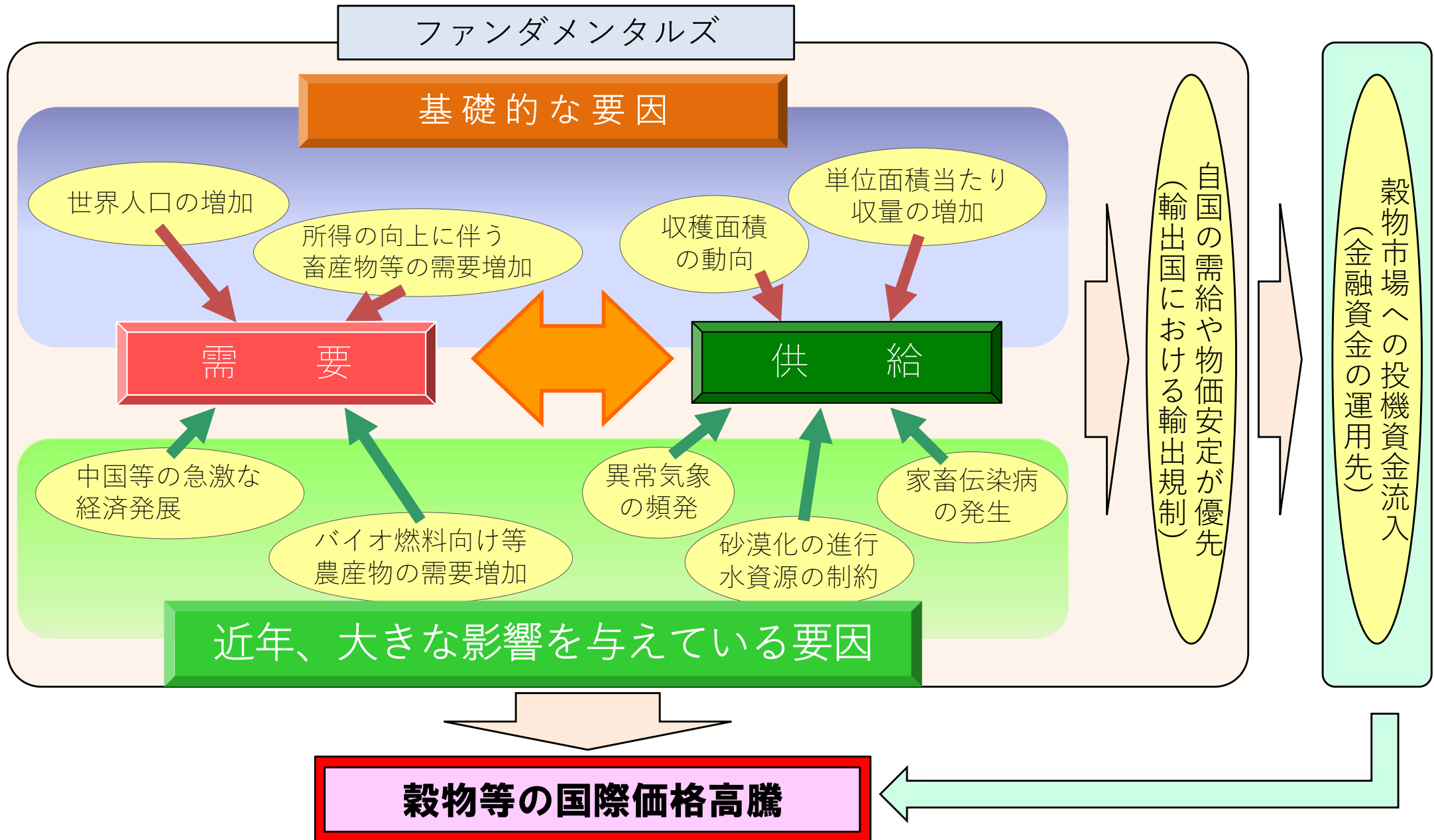


③とうもろこし

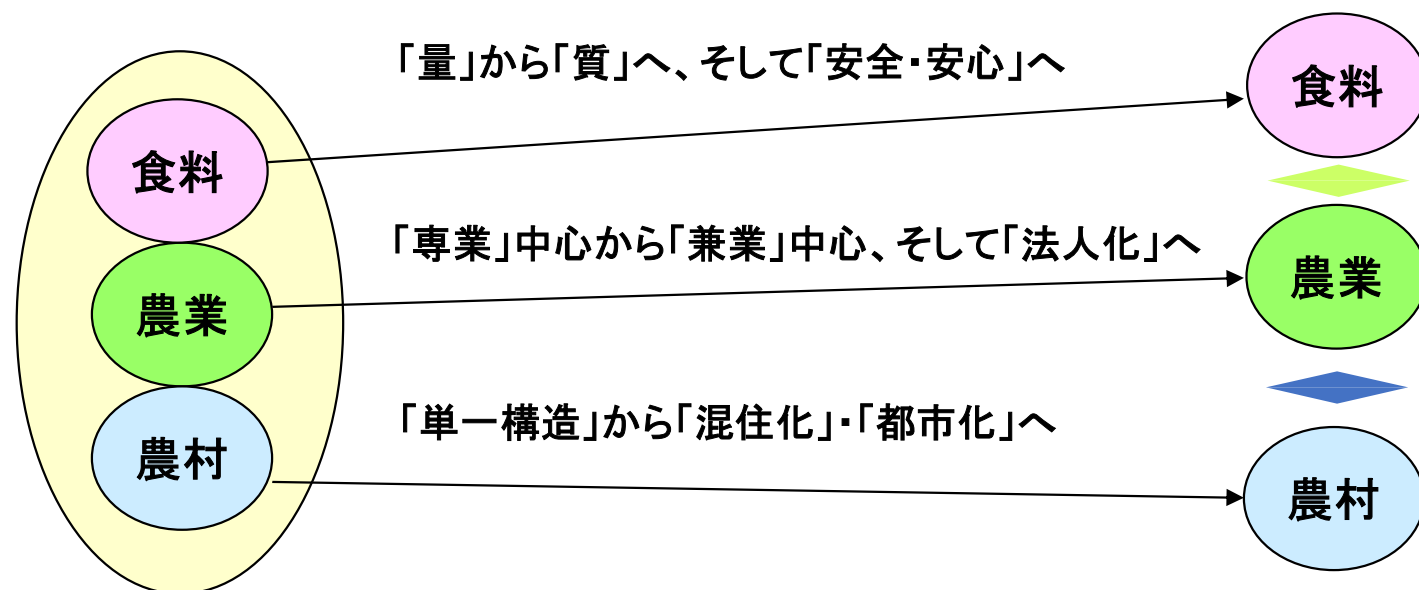


(資料)
「農林水産物輸出入概況2016年
(平成28年) 確定値」
(農林水産省国際部国際政策課)

Ⅲ. 食料をめぐる国際的な動き



IV. 日本の食料自給率の低下を考える



食料・農業・農村
の距離が年々離
れてきたのでは
ないか？

《食料自給率：73%》

【昭和40(1965年)】



《食料自給率：38%》

【平成28年(2016年)】

自給率35%の喪失は、何を意味するのか？

自給率の回復は、何を意味するのか？

○食料供給の諸条件(農地・水・人・技術など)と多面的機能の喪失	➡	○食料供給の諸条件(農地・水・人・技術など)の強化と多面的機能の維持・増進
○農業の工業化(GrowからMakeへ)	➡	○農業の農業化(Growへの回帰)
○農村(国民)コミュニティの脆弱化・崩壊	➡	○農村(国民)コミュニティの修復・創造
○日本型循環システムの弱体化・喪失	➡	○日本型循環システムの復権・創造
○地球環境への負荷増大(CO ₂ 、水資源等)	➡	○地球環境への負荷軽減

Sustainable Development Goals – 持続可能な開発目標 –

- SDGs（持続可能な開発目標）については、政府全体で「SDGsアクションプラン2019」が策定されており、我が国の国家戦略の主軸。
- 農山漁村には、環境・経営の面で持続的な発展を可能とする再生可能エネルギーのポテンシャルやバイオマス、在来作物など様々な資源が存在。加えて、農林漁業者の中には、気候変動の緩和や生物多様性の保全等の取組を日々の活動に組み込み、長年実践している多くの方々も実在。これらの恩恵は、都市住民を含め国民全体が享受。
- SDGsは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会を創るために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットを設定。17のゴールを階層化したとき、「環境」は他のゴールの土台。「環境」から生み出される様々なものを活かすことで、私たちの社会は成立しており、「環境」を持続可能にすることで、他のゴールの達成が可能。経済的に持続可能な形で「環境」を維持し回していくために、様々な「技術」の活用が必要。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



パートナーシップ



出典: Stockholm Resilience Centre (Illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016) に加筆

(<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>)

スマート農業に対応した農業農村整備

〔未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合
(農林水産業) (第12回) (平成31年2月5日) 配布資料〕

自動走行農機やICT水管理等のスマート農業に対応した農業農村整備を展開 (2021~2022年度)

現状 ○ 担い手等の農作業の負担軽減や水管理の高度化等を図るために、自動走行農機やICT水管理等の省力化技術の活用を可能とする農業農村整備を推進することが必要。

対応 ○ **自動走行農機等の導入・利用に対応した農地整備**の手引きを作成(2019年度)。また、電源設備、RTK-GPS基地局等の設置を含む事業制度を検討(2019年度)。自動走行農機等の**スマート農業に対応した農地整備を展開**(2021年度)。
○ **ICTを活用した用水配分システムを開発**(2020年度)。また、ドローンを活用した水需要把握・水路の適正管理等(他団体が行う営農支援への協力を含む)について検討。
○ 2020年度までの事業着手地区の8割以上で、整備ほ場や水管理等における省力化技術(ICT、GPS等)を導入。
○ 農業・農村におけるICT利活用の基盤となる**情報ネットワーク環境整備**の推進について検討。※総務省と連携

自動走行農機等に対応した農地整備

- 自動走行農機等の導入に対応するほ場の大区画化を実施。
- ほ場の進入路、農道の構造等に加え、電源設備やRTK-GPS基地局等の整備に関する検討を実施。

大区画化を行い、自動走行農機を導入



隣接するほ場への移動が容易な農道



自動走行農機等が効率的に稼働



田植え作業：
3人掛かりだった作業
が1人で済むように



ICTを活用した水管理

- ICTを活用した用水配分システムを開発。
- 開発した技術を国営地区等に横展開。



情報ネットワーク環境の整備 (イメージ)

- 情報ネットワーク環境を活用したスマート農業を展開。
- 農村におけるICTを活用した定住条件の強化に向けた取組においても活用。



食品安全行政に関する基本的な考え方

- 国民の健康保護が最も重要
 - 科学的根拠に基づく判断
 - 問題発生の未然防止
 - 農場から食卓まで
- リスクアナリシスの導入
- フードチェーン・アプローチ

我が国は、平成15年に食品安全基本法を制定し、上記を食品安全行政の基本理念に反映しました。

食品安全に係るリスクアナリシス

- 問題発生を未然に防止したり、悪影響の起きる可能性を低減するための枠組みです。

リスク管理

関係者と情報・意見を交換しながら、リスク低減のための政策・措置を検討し、必要に応じて実施すること。

リスク評価

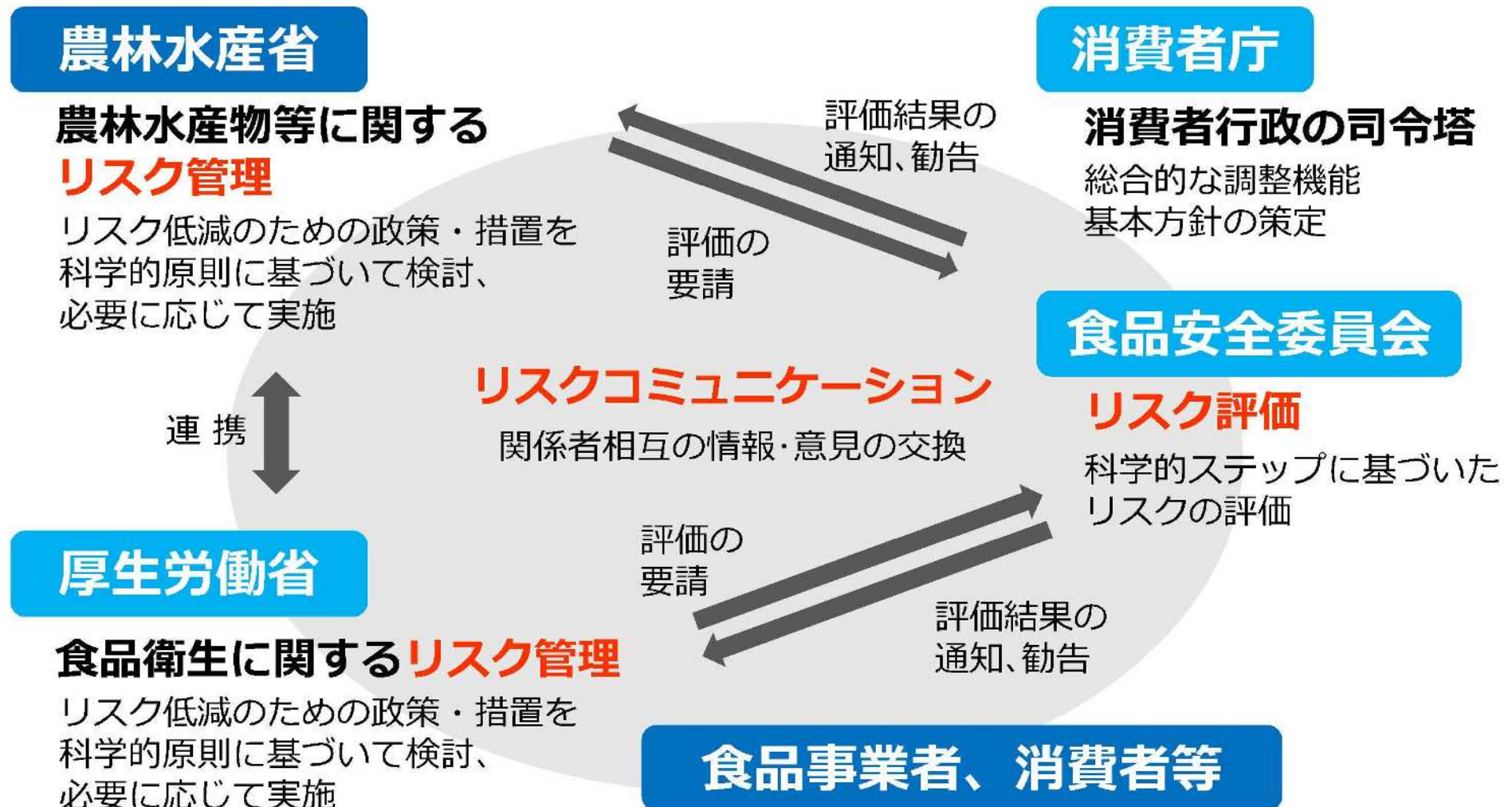
食品中の有害物質によって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価すること。

リスクコミュニケーション

リスクアナリシスの全過程において、食品事業者、消費者など関係者間でリスクについての情報・意見を交換すること。

食品安全行政の体制

- 関係省庁が協力して食品安全に取り組んでいます。



フードチェーン・アプローチ

- 食品の安全性を向上させるには、生産・加工・流通・消費にわたる「過程の管理」が重要です。



GAP(Good Agricultural Practice)の取組促進

食品安全だけでなく、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に関する取組を行うことで、持続可能な農業生産を実現